

商業宣伝のための拡声機の使用の制限（概要）

（１）拡声機の使用の禁止

航空機 の利用	規制区域	禁止する時間	停止等命令	罰則	
				命令違反	使用制限違 反
なし	知事が指定す る区域（注）	全時間帯	○	20 万円以下 の罰金	10 万円以下 の罰金
あり	県下全域	午後 5 時～翌 日午前 10 時			

（注）住居のように供されている区域、病院、学校その他これらに類する施設の周辺の区域その他特に静穏の保持を必要とする区域であって、知事が指定する区域
（→平成 13 年兵庫県告示第 275 号）

（２）拡声機の使用方法及び音量に関する規制

① 音量

- ・ 地上 1.5m の騒音最大地点で、規制基準に 5 dB を加えた音量の範囲内
- ・ 移動して使用する場合、音源から 10m の距離において規制基準に相当する音量の範囲内

② 使用方法

- ・ 屋外で固定して使用する場合、1 時間につき、連続 15 分以上休止すること
- ・ 移動して使用する場合、1 地点に停止して連続して 15 分以上放送しないこと

③ 設置方法（屋外で固定して使用する場合）

- ・ 地上 10m 以下に設置し、かつ、水平方向から下方 30 度から 45 度までの角度で使用すること

④ その他

- ・ 幅員 5 m 以下の道路においては使用しないこと